【集積計画一括方式】

	用集積計	房用地利用果傾訂画谷聿切和書(利用権政足及い転員選称)	アニント・アン・コン						()	- <u> </u>
	市町村	利用権を設定する者(利用権を設定する者の住所及び氏名又は名称	条 (甲)		(住所)		(氏名又は名 <u>》</u> 農林 太郎	1名》	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		
整理	にて公告後	利用権の設定を受ける者	業	の住所及び	転貸を行う者の住所及び氏名又は名称(乙)	(住所) 千葉市中央区市場町1	1番1号	(氏名又は名称) 公益社団法人	称) 千葉県	園芸協会 理事長	江波戸 一治	
•	番号を	転貸を受ける者の住所及び氏名又は名称	所及び氏名又は名称(丙)		登記との違いはないか (地目以外)	(住所) △△市△△△		(氏名又试名称) <u>農地 耕作</u>	t名称) :	10a当りから借賃を算出している場合いのみ	出している場合いのみ	
		権利を	権利を設定する土地 (A) 🥌) 匀煤 (曲)	(乙) に設定及び(乙)	から (丙)	記載(1筆で固定の賃料の場合は記載不要)	料の場合は記載不要)	
	所	在		i			出本事品					垂
\forall	件	Đ	岩	居 別 記 二	面積 (㎡)	利用権の種類	の法律関係	利用内容	10 a 出 的	無	米価運動	
Ő	00	00	12-3	Ш	3,000	賃借権	賃貸借	水田として利用	10,000	30,000円		図面を添付する
00	0	00	34	Ħ	1,500の内800	使用貸借権	使用貸借	水田として利用				一部利用権設定
00	0	\triangleleft	2-99	要	1,200	賃借権	賃貸借	畑として利用		20,000円	米価	米価連動の場合「農協」、「年校でへ」を記載
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	~~		78	Ħ	3,000	賃借権	賃貸借	水田として利用	1.00	3.00俵相当額	山武郡市 買取	
, 			123	田	2,000	賃借権	賃貸借	水田として利用	1.00	2.00俵(物納)	単位が抜けている	ていることが多い
14日	同じ「大字」、際に「〃」		2 2 表		10,000		一 第	当日との整合性は大丈夫が例)地目:加予日子の整合性は大丈夫が例)地目:加予利用:水田	(4)	50,000円 3.00俵相当額 2.00俵(物納)		こう (また) (単年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1
J			利用権設定の期間		10 年	力ヶ月	J				に案分されていない場合がある	い場合がある
(甲)から(5 期間等(C)	(甲)から(乙)に設定する権利の 期間等 (C)	トる権利の	存続期間(始期及び終期)	(解	令和5 年	12 Я		·	令和15	# /	Э	
			借賃の支払方法		金納: 毎年12月末日ま	でに口座振込。	物納: 毎年12月末日ま	ミ日までに丙が持参払。			始期・終期を記載す 機構かいの液珠スケ	B載する場合は、 ミスケジュール
			利用権設定の期間		10 年	月ペダ					を勘案し記載す	l
(C)から(Z) 期間等 (II)	丙)に転貸さ -	(乙)から(丙)に転貸される権利の 期間等 (D)	存続期間(始期及び終期)	類)	令和5 年	12 Я	1	~	令和15	年 11	月 30	ш.
			借賃の支払方法		金納: 毎年11月末日 <u>ま</u>	でに口座振替。物納	: 毎年12月末日ま	でに丙が甲に直接納める	安納める。			
説明事項 農地中間復	管理機構が見	農地中間管理権を有し	・ 表地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第)	ては、土地	b改良法(昭和24年法律	ま第y 第87条の3	第1項の土	第1項の土地改良事業が行われる	ことがあります。	#K		
*利用権の	設定する土	- 地の (甲) 以外の権	*利用権の設定する土地の(甲)以外の権原者等がいる場合は別表4に記載	長4に記載								

支払方法が抜けていることが多い

(記載注意)

- 1 この各筆明細は、利用権を設定する者ごとに別葉とする。
- (A) 欄は、大字別に記載する。
- 登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、 登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用地指定を受けた土地の場合には、 3 (A) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、 実測面積を () 書きで下段に2段書きする。

なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

- (B) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
- (B) 欄の「当事者間の法律関係」は、「賃貸借」又は「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (B) 欄の「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (B) 欄の「10a当り借賃」は、10a当りの借賃を設定する場合に、10a当りの額(又は俵数)を記載する。
- (B) 欄の「借賃」は、設定及び転貸される権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額(又は俵数)を記載する。

∞

- (B) 欄の「米価連動」は、米価連動賃料を設定する場合に、価格を適用する農協名及び直販買取価格の場合は「買取」、共同計算仮渡金額の場合は「仮渡」と記載する。
- 10 (C) 欄の「始期」及び「存続期間 (終期) 」は、(甲)から(乙)に設定する権利の期間の始期及び終期について、○○年○○月○○日と記載する。
- 11(C)欄の「借貨の支払方法」は、借貨の支払期限と支払方法について、金納の場合は「毎年12月末日までに口座振込」、物納の場合は「毎年〇月〇日までに丙が持参払」と記載する。
- 12(D)欄の「蛤期」及び「存続期間(終期)」は、(乙)から(丙)に転貸される権利の期間の始期及び終期について、○○年○○月○○日と記載する。
- 13(即)欄の「借貸の支払方法」は、借貸の支払期限と支払方法について、金納の場合は「毎年11月末日までに口座振替」、物納の場合は「毎年○月○日までに丙が甲に直接納める」と記載する。
- 14 備考欄は、米価連動賃料の場合は「借賃詳細別記」、物納の場合は「物納詳細別記」と記載する。

2 共通事項 (農用地利用集積計画) (甲・乙 (千葉県園芸協会) 添付用)

この農用地利用集積計画 (以下「本計画」という。) に定めるところにより甲から乙に設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

当日権の 勢定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

本計を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

一一一</l>一一一<l

乙は、当該土地を転貸して丙に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

ア 丙から乙に対して農地法第20条の規定により借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議し

(7) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8) 修繕及び改良

イ 乙は、甲の同意を得て丙に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良 が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等 の珠金に従う

(9) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、 乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を 設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接 当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

ウ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、丙が負担する。

(11) 当該土地の返還

)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用 によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

14) 利用権取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導する。

15) 利用権の解除

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村 (農業委員会)が協議して定める。

? 共通事項 (農用地利用集積計画) (乙 (千葉県園芸協会)・丙添付用)

この農用地利用集積計画(以下、「本計画」という。)に定めるところによりこから丙に転貸される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

) 賃貸借又は使用貸借の解

1の各筆明細に定める乙による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、丙が当該賃貸借の設定等を受けた土地(以下「当該土地」という。)について次のいずれかに該当するときは解除することができる。

ア 正当な理由がなくて定められた期日より1年以内に賃借料を支払わないときその他信義に反した行為

イ 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第21条 第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2) 借賃の増減額請求

乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」いう。)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、が協議して定める額に改定する。

(5) 借賃の減額

ア 丙は、乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求ができる。 この場合において、減額 されるべき額は、乙、丙及び甲が協議して定める。 イ目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて乙及び丙が協議して定める。

(6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、 又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、 支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、 自らの費用と責

任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき又は甲が修繕することができない場合は、乙が甲の同意を得た上で丙に修繕させることができる。この場合において、丙は当該修繕に要した費用を乙に請求するものとし、乙は当該費用を甲に償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て丙に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微 たおろ場合には一田の同音を乗したい。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令 レポミ

(9) 附属物の設置等

ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の 設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同 意を得る。また、丙 が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。

イ 乙は、アの同意を行う場合には、事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得るとともに、丙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。また、丙が乙及び甲の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は丙に対して収去の義務を負わない。

ウア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

A K

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

ウ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙はその終了の目から、30日以内に乙に対して当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(9)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、

び甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、

当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び市町村(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでかい。

その他

本計画に定めのない事項及び本計画 に関し疑義が生じたときは、乙、丙及び市町村 (農業委員会) が協議して定める。

· 丙共通)
(千葉県園芸協会)
Ŋ
⊪

様式3-34

修繕費及び改良費の負担に係る特約

別表 1

修繕又は改良の工事名

	三部部	ことがして	[
甲の氏名(名称)・整理番号等 農林 太郎	丙の氏名(名称)・整理番号等 農地 耕作		乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法
)事項	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容

土地改良区の賦課金等に係る特約事項 別表2

	担者が ではな 等を支		
備考	員と賦課金等の負負担者が催組合員が組合員に賦課金 が組合員に賦課金地改良区へ納める		10 国
	※土地改良区組合」異なり、かつその、い場合は、負担者でおい、組合員が土力		支払回数
賦課金等の負担者	上地所有者		14年 (2032 年)
			- 令和
:の種類	特別賦課金金種別の記載漏れが本地を担い「特別職	ヘグニネル・ドッカルが が別表2に記載なし	最終回支払年
賦課金	常賦課金、 賦課 (別)		年)
			F (2023
			1 5年
組合員	上地所有者		今和
	干押 		初回支払年
賦課金等の納入先	〇〇士地改良区	別表3 賃料支払年	甲乙間の支払年

(14年 令和 最終回支払年 (世 5年 令和 初回支払年

П

10

支払回数

賃料詳細事項 別記1

乙丙間の支払年

別記 借賃詳細 米価連動賃料 (〇〇 俵相当額)

女米60キログラムの価格とする。 1 俵当たりの価格は、農業協同組合における次の条件とする。 1 等米 メントカリ

- (2) 当年9月10日現在における価格とする。
- 2 借賃の毎年の支払い金額は、上記1の価格に借賃欄の俵数を乗じたものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

チェックが漏れていないか

A B 別記 物納詳細

- コシヒカリ1等米とする。
- 現物の受け渡し、運搬は全て耕作者又は土地所有者が行うものとし、耕作者が提示する方法によるものとする。
- 現物の管理(受け渡しの確認、品質の確認、数量の確認)については、土地所有者、耕作者の信義に基づいてこれを行うこと。 2 8

また、これに係る紛争については当事者同士で解決すること。

耕作者の変更の場合も含めて、借賃の支払い方法の変更の必要が生じた場合には、土地所有者、園芸協会、耕作者の間で協議するものとする。 4

利用権の設定する土地の(甲)以外の権原者等 別表4

	均臭凹	
	権原の種類	
	氏名又は名称	
	住 所	
T. ILWINE	地番	
フェンジョン・コング・コング・コング・コング・コング・コング・コング・コング・コング・コン	小	
)/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	大字	

【添付書類、 賃借権の (個人	類 の設定等を <u> </u> 人	添付書類】 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況 (個 人)	の状況	世	黄色塗の部	邪分については基本的に訂 (省略記載の場合は除く)	ては基えの場合は	の部分については基本的に記載が必要 (省略記載の場合は除く)	《必要》	農家要件として15以上の日数が必要	農家要件として150日 以上の日数が必要		脳膿に	営農に必要な農機 を所有しているか	機かかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかか
整理番号	17.	氏名又は名称	農地 耕作		転貸人	転貸人当人も含む		年齢	45	農化	農作業従事日数	※	250		
賃借権の	7 設定を受	賃借権の設定ける者が耕作	:	(基)	賃借権及び履行を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	借権の設定等を受け び雇用労働力の状況 /数となっていないか	を受けるの状況	情権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事 び雇用労働力の状況 (数とたっていたいか)	3の農作業領		賃借権の設定等を1 受ける者の主な家 畜の飼育状況 (E)	設定等 の主な 状況 (E	を 賃借権の設定等を受 家ける者の主な農機具 () の所有の状況 (F)	の設定 の主な 「の状	等を受 農機具 況 (F)
ける土地((A) m ³	り面積	畜の事業に供る と専用地の面	又のに正言るたい。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※上で 八多 ※外は雇用	Emidy上でス級とできるとです 世帯員以外は雇用労働力に記載		光十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(雇用労働力(年間					
		(B) m ²	姓 (C) (E)		世帯員	(3,4)	215歳以.	(うち15歳以上65歳未満の者)		の (十三 原へ労働 田教)	種類	蒸		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	数量
職	10,000	票 地 100,	000,000	田	人1	当	農業従事者	≁	(17)	()内の人数が抜けていないか	が抜 いか				
茶 放牧 地	各筆問細の合	全筆明細の合計面積と合っているか	→				主とし、従事す	主として農業に 従事する者	<u></u>	人用	必要農機で所有が無い場合は()書き	で所有が (1)書ま	トラクタ 田植え機 コンバイ	J	
かの色		(複数の明細書をまとめた場合、 まとめた合計に違いはないか)		¥	2人	原 神 大 大 オ オ	従とし、従事すり	従として農業に 従事する者	1, (X, 1)		…・…・…・…・…・。 でリースや共同利 用等と記載	でです。 			

現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、「農作業従事日数」 B、D、E、F、G及びHを省略する。(機構法施行規則12条の3第1号) 記載等の省略 □ 現に機構が

記載漏れが多い

があれば、その他はその記載を要しない。 それぞれを合算して面積を記入する。

地域内農業者であるため役割分担につい

地域との農業における 他の農業者との役割分 担の状況 (H)

影響は見込まれない

賃借権の設定を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)

「その他」には、混牧林他、農業用施設の用される土地の別にその面積を<mark>記載する。</mark>

(A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書|

(記載注意) 1

- 「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 「施設園芸」等と記載する。 「肉用牛」、 「酪農」、 (C) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養畜」、「養鶏」、 (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のものを、 \mathfrak{S} 4
 - 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、氏名又は名称、年齢、農作業従 事日数のみの記載にかえることができる。 60~149日の者をいう。

(農批所有滴格法人)	[格法人]								:	-		
整理番号		農地所有通	農地所有適格法人の名称	農事組合法人農地	人農地			東	黄色塗の部分については基本的に記載か必要(名略記載の場合は除く)	分については基本的に (省略記載の場合は除く	F的に記載:+除く)	か必要
				賃借権の	設定等を受け	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況	\$法人の∄	事業の状況(か)	i I	I		
		賃借権の請	設定等を受け			事業の種類						
賃借権の計算する。	羽形等を出る	る農地所は	設定等をる農地所有適格法人がいたまます。	一	畜産物名	関連事業等の内容	-	左記以外の事業の内容	貴借権の設	定等を受ける。	賃借権の言葉	41H- J
(A) m ² 上型	めの国権	幸作人は、 年している	★ 雷 の 事 来 に 2 専 用 丼 の 盾 積	現在		現在	現在		ける農地所有適格法人の主た多巻の飼育法院	有適格法人の値を決済	.受ける環業生産ニャの中な事権。	業生産法事権国の
		(B) m ²	(B) m ²		水稲						アガーが所有の方面を	<u>ل</u> ل
				権利取	取得後	権利取得後	権利	権利取 売上を記載				
					水稲			農業関係の売上が過半	井卿			
標	10,000				事業6	事業の実施状況及び事業計画	1業計画	✓ 数以上を占め必要あり	あり 類	数量	種類	数量
		標點	100,000			農業		左記以外の事業				
				3年前		10,000,000円	00円 3年前	ӭ				
本 李 本				2年前		10,000,000円 2年前	00円 2年	調			トラクター	
	についてはど	構成員についてはどちらかの要件が必要	‡が必要	1年前		10,000,000円	00円 1年前	前			田植え機	1
· ·	当該法人に農地の権利設定	りの権利設定		初年度		11,000,000円		初年度			ロンミイン	
その・	該法人の農業	に常時従事()	当該法人の農業に常時従事(原則150日以上)	2年目		11,000,000円 2年目	<mark>00円</mark> 2年					
<u></u>				3年目		11,000,000円 3年目	00円 3年					
	賃借権の設	定等を受け	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況	活人の構成	員の状況 (D)		賃借権の	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況	地所有適格	生人の業務	執行役員の	·状況 (E)
	議決権	法人へ権利設権制設	法人への農地等の 権利設定・移転	年間農業	年間農業従事日数	法人と構成員				年間農業	年間農業従事日数	
式名・名 禁	又は森児の数	₹	面積	前任宝结	E 1.7 Z.	との取引 関係 等の内容	火	任 別			年間農作	年間農作業従事日数
		種類	$ ext{m}^2$	加大大河		I ·			前年実績	見込み	前年実績	見込み
農地 耕作	1			250	250		農地 耕作		250	250	200	200
千葉 農業	1			250	250		千葉 農業	業 △△ホ△○×	250	250	200	200
		定款及7	定款及び組合昌名簿(株主名簿)と	- 名簿)と								
雇用労働	雇用労働力(年間延日		記載内容に違いはないか	1 m	120人日			(役員に)		の要件が必要	lnL/	
賃借権の設定を受ける者のよう。 佐利を設定している	を受ける者でしています。	8. 日名	氏名、議決権(株数)、住所		又は養畜の事業をの事業をの事業を必要	戸郷い 目にまた かい	421.0	• 役員	・役員の過半は農業常時従事	業常時従事		
ゲ、補行。以 用に及ぼすに	. たっ、人で、とか見込まだ	70mm れる影響 (H)			(人) (大) (大) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上		. , 4,	· 役	・役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に	使用人のうち	51人以上が農	作業に
	! ! ! !	I						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	徐丰(原則160円以上)	(H)		

従事(原則60日以上)

記載等の省略(1)

□ 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、B、F、G及びHを省略する。 (機構法施行規則12条の3第1号)

□ 過去に公告した他の農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、その者に係る定款又は寄附行為の写しについて変更がないため、当該書類を省略する。 (機構法施行規則12条の3第2号)

E及び組合員名簿又は株主名簿若しくは承認会社に関 á Ó 市町村等により意見を聴かれた農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めたため、 する書類を省略する。 (機構法施行規則12条の3第3号)

- 他はその記載を要しない。 同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、 (記載注意)
 - (4)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。 なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの 農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (C)欄の「関連事業等の内容」には、 法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業 の共同化に関する事業を記載する。
- (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供する る日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高について は、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利 用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする 農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する
 - (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあっては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事 業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

- 「法人に農作業を委託してい なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。 (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」,「法人に)農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- 10 (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社に あっては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- 11 (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

2 (B)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役 員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」 欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる 農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

- Ú B, D, 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、 H及び1を省略する。(機構法施行規則第12条の3第1号)
- その者に係る定款又は寄附行為の写しについて 過去に公告した他の農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、変更がないため、当該書類を省略する。(機構法施行規則第12条の3第2号)

(記載注意)

- それぞれを合算して面積を記入する。 同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、 (A)欄は、
- (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、祖収益の50%を超えると認められるものの名称を記載 する。なお、いずれの農畜産物の祖収益も50%を超えない場合には、祖収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。 Ø
- (D)欄の「所在」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者 が生活の本拠としている場所を記載する。 က
- (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。 を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。 なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。 4

様式 1-2-1 R0504版

共有地における同意書

令和○年○月○日

市町村長

公益社団法人千葉県園芸協会理事長様

1 同意事項

共有地として登記されている下記(1)の農地を、農地中間管理事業の推進 に関する法律第2条で定める農地中間管理機構として、千葉県で指定された公 益社団法人千葉県園芸協会に貸し付ける又は農作業を委託することについて、 共有者として同意します。

また、当該貸付に係る契約の代表者を下表のとおり定め、手続き事務、書類 の受取、賃料、機構集積協力金(該当する場合)の受領、対価の支払いに関す る事項の一切の権限を委任しましたので届け出ます。

※説明事項 15年以上の借受(委託)期間を設定した農用地等については、土 地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地 改良事業が行われることがあります。

代表者チェックに 漏れがないように

7	契約 ^{※1} 代表者	共有者の氏名	共有者の住所	ED **2
	V	園芸 一郎	〇〇市〇〇〇	
		園芸 二郎	〇〇市〇△□	
		園芸 三郎	□□市○△×	

- ※1 代表者には「□」にチェックを入れてください。
- ※2 自書の場合、押印省略可

(1)貸付対象農地

貸付けしようとする土地の所在地番	地 目	面積
〇〇市〇〇100	Ш	3,000 m ²

様式 1-3-1 R0504 版

相続未登記農地における相続人の同意及び確約書

令和〇年〇月〇日

市町村長	
公益社団法人千葉県園芸協会理事長	樢

1	彼相続,	人(登記名義人)
	住 所	<u>00市000</u>
	氏 名	園芸 一男

2 同意及び確約事項

1に記載された者が所有者として登記されている下記(1)の農地を、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条で定める農地中間管理機構として工業県で指定された公益社団法人千葉県園芸協会に貸し付ける又は農作 同意チェックに 漏れがないように 託することについて、相続人として同意します。

なお、下表のとおり、相続人の同意は持ち分の「 □全同意 • ☑過半同意 」^{*1}であることに相違ありません。

また、当該貸付に係る契約の代表者を下表のとおり定め、手続き事務、書類の受取、賃料、機構集積協力金(該当する場合)の受領、対価の支払いに関する事項の一切の権限を委任しましたので届け出ます。

代表者チェックに 漏れがないように 15年以上の借受(委託)期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

契約 ^{※2} 代表者	相続人の氏名	相続人の住所	ED **3	持ち分 * 4 の割合
✓	園芸 一郎	〇〇市〇〇〇		1/4
	園芸 二郎	○○市○△□		1/4
	園芸 三郎	□□市○△×		1/4

- ※1 該当する「□」にチェックを入れてください。
- ※2 代表者には「口」にチェックを入れてください。
- ※2 自書の場合、押印省略可
- ※3 相続人の同意が持ち分の過半である場合、持ち分割合及び相続人関係図を添付する。

(1)貸付対象農地

貸付けしようとする土地の所在地番	地 目	面積(m²)
〇〇市〇〇100	田	3,000

様式3-35 R0206版

附属物の設置等に係る合意書

記載例

1. 賃貸借又は使用貸借当事者の氏名(名称)及び住所

当事者の別	氏名 (名称)	住 所
当事品の加	20-11 (-1149-7	ш 171
利用権を設定する者 (以下「甲」)	農林 太郎	00市000
利用権の設定を受け る者兼転貸を行う者 (以下「乙」)	公益社団法人 千葉県園芸協会 理事長 江波戸 一治	千葉市中央区市場町1番1号
転貸を受ける者 (以下「丙」)	農地 耕作	$\triangle \triangle \hat{\pi} \triangle \triangle \triangle$

2. 附属物の設置等を行う土地の表示

=	L 地 の 所	在	地番	地	目	面 積	備考
市町村	大字	字	地位	登記簿	現 況	(m ²)	1/1 /5
00	00	ΔΔ	56-7	畑	畑	1, 200	
	計		1筆			1, 200	

\sim	附屋物の設置等の内容	<i>₽</i> /⊥
	网络黄柳八鹭青毛八八人冬	22/12

(1) 附属物の種類・内容	:	ビニールハウス	幅10m×奥行20m×高さ3m	4榑
(附属物の種類のほか、	構造、			

面積、数量等を記載。詳細に ついて図面等がある場合は添付)

附属物の簡単な概要を記載

 (2) 附属物の設置者
 : 甲 乙 丙

 (いずれかに〇)

(3) 附属物設置の費用負担者 : 甲 乙 丙 (いずれかに〇)

(4) 契約終了時の収去の有無 : 有 無 (いずれかに〇)

(5) 収去の時期・条件 ((4)が有の場合)

: 賃貸借又は使用貸借の終了の日から30日以内とする。 乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用 貸借が終了したときは、乙が当該附属物を収去する義務 を負う。

丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用 貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物 を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負

わない。

(6) 収去しない場合の費用償還の有無 : 有 無

((4)が無の場合のみいずれかに〇)

※費用償還有の場合は、費用等について別途協議する。

甲、乙及び丙の三者は、本書の内容について合意が成立したので、後日のため本書を3通作成 し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

> 年 月 日

> > 甲 住所 〇〇市〇〇〇

> > > 氏名 農林 太郎 印

Z 住所 千葉市中央区市場町1番1号

公益社団法人 千葉県園芸協会

氏名 理事長 江波戸 一治 印

丙 住所 $\triangle \triangle \pi \Delta \Delta \Delta$

> 氏名 農地 耕作 印

市町村	00市	年度	R5	受付番号	1	☑新□再

農地中間管理機構へ	σ	曲	田地	笙貸.	什容	: 緑重	3
受力5 T III F 24/及(件・)	U,	ᅜᆇ	ココンバ	\forall	1,1 4	-	ā

1○年○月	〇日
記載例	

公益社	-	\` +	, k
「/ \` / m \ 个 l	ľ	7	$/ \setminus$

千葉県園芸協会 理事長 様

農用地利用集積(促進)計画に記載された所有者又は契約代表者

〒 000-0000

住所 〇〇市〇〇〇

フリガナ ノウリン タロウ

氏名 農林 太郎

(F)

電話番号 0000-00-0000

※自書の場合、押印省略可(個人)

1 貸付農用地等

		農地	農 地 所 在			現況 面積(㎡)		
	市町村	大字	字	地番	地目	四俱(川)	備考	
1	〇〇市	00	ΟΔ	15	H	3,000		
2	〇〇市	00		150	畑	1,000		
3								
4								
5								
6								

※筆が多い場合は別紙に記載ください。

2 賃借料振込先口座登録

農地中間管理事業による賃料につきましては、以下の口座に振り込みをお願いします。

※登録済及び物納の場合、記載は不要です。

フリガナ	ノウリン タロウ
口座名義	農林 太郎

☑ ゆうちょ銀行以外の金融機関

		□ 銀行	Ţ						支店
金	00	☑ 農協							
融		□ 信用	金庫						
機	預金種別			· 座番号	(右詰	めでご	`記入く	ださい	·)
関	☑ 普通 □ 当座	,	1	2	3	4	5	6	7
	□ その他 ()							

□ ゆうちょ銀行の場合

記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)					番	号(右詰&	めでご記	己入く	ださい	ハ)		
	1			0	*							

下1桁(末尾)は必ず1となります

3 個人情報の取得及び提供に係る同意

私は、公益社団法人千葉県園芸協会(千葉県農地中間管理機構)が、農地中間管理事業の実施に際して必要な個人情報について、下記の記載するとおり必要最小限の範囲内で取得及び提供することに同意します。

(1) 取得及び提供する目的

千葉県農地中間管理機構(以下「機構」という)は、農地中間管理事業を実施する際に、審査・検討及び報告等で利用するため、以下の情報を取得し、また関係機関に必要最低限の情報を提供します。

- ①登記甲証明書(全部証明)又は登記簿謄本「法務局から」
- ②農地台帳及び農地地図情報[農業委員会から]
- ③土地改良区賦課金納付情報[土地改良区から]
- ④土地改良事業の換地に係る情報[県、土地改良事業団体連合会、土地改良区から] これ以外の情報取得が必要になった場合には、予め了解を得てから取得します。

(2) 提供する機関

機構は、千葉県及び貸付農地が所在する市町村・市町村農業委員会・農地利用集積円滑化団体・機構と業務委託契約を締結している団体に情報を提供します。

また、貸付農地が所在する農業協同組合・土地改良区・農業共済組合等の農業団体にも、情報を提供する場合があります。

(3) 取得及び提供する条件

機構は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、情報を適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

取得及び提供する情報は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう、提供先の関係機関にも同様の取り扱いを求めます。

4 マイナンバーの提供

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、支払金額が15万円以上の場合は、千葉県園芸協会に対してマイナンバーの情報提供が必要となります(必要となる場合は、千葉県園芸協会から提出を依頼します)。

5 納税猶予適用地 ※該当者のみ「□」チェックを入れてください

1の貸付農用地等について租税特別法の以下規定の適用を受けており、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付けを希望します。

- ☑ 第70条の4第1項(贈与税に係る納税猶予)
- □ 第70条の6第1項(相続税に係る納税猶予)

6 添付書類

以下の場合は書類の添付が必要となります。

所有権の状況	添付書類					
共有地	共有地における同意書(様式1-2-1)					
相続未登記地	相続未登記農地における相続人の同意及び確約書(様式1-3-1)					

記載例

機構関連事業について (15年以上の農地中間管理権を設定する場合)

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○説明事項

	No.	説明内容	機構					
			確認					
		機構関連事業の対象となる農用地等は、千葉県農地中間管理機構(以下「機構」						
	1	といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から 15 年以上 あ	0					
		るものです。						
事		機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付け						
業	業 の相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用 内 2 排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。							
内								
容		(換地を伴う事業の場合)						
		換地については、財産権の変動を伴うため、現行事業と同様の手続きを行います。						
	3	事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営						
		農状況等を考慮した上で決定されます。						
留	4	機構関連事業対象農用地等に係る 農用地区域からの除外(農地転用)について						
意		は、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。						
事	5	機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一						
項		方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。						

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

令和○年○月○日

(説明者)

千葉県農地中間管理機構

上記内容について説明を受けました。

(所有者)

氏 名 農林 太郎

様式2-1-2 R0604

市町村 ○○市 年度 R5 市町村番号 1 機構番号 20

令和○年○月○日

農地中間管理機構への耕作者情報登録書

記載例 公益社団法人 〒 000-0000 住所 千葉県園芸協会 理事長 様 00市000 ノウチ コウサク フリガナ 農地 耕作 氏名 (FI) (法人名・代表者名) 電話番号 0000-00-0000 年齢(個人) 40 歳

※自書の場合、押印省略可(個人)

1 農業経営の状況

	担い手	☑ 認定農業者		認定新規就農	農者 □	市町村基本	本構想水差	隼到達者
経営体区分	等 法人形態	□ 農地所有適材	各法人	□ 一般法	长人		※法人の)場合のみ記載
	新規	□ 新規参入(就	農)					
主な耕作地(市町村)		〇〇市、△△市						
経営規模	作目・部門	水稲	ננטייי	露地野菜				
性百烷镁	面積(㎡)又に 飼養頭羽数	90 000		10,000				
労働力		家族労働力 3	人	雇用労働力	常時	人	臨時	人
施設・機械の所有状況		トラクター 1	台	田植え機	1 台	コンバイ	ン 1	台
		ハウス 200	が その	の他 乾燥機	1台、軽	トラック 17		

2 耕作を希望する農用地等の条件

農用地等 の所在地	市町村 ①○○市 ②△△市	詳細
面積	田 20,000 畑 畑 橘園地	その他 m² () m²
作目	☑ 水稲 □ 麦 □ 大豆 □ いも 花卉 □ 露地 □ 施設 □ その他	5 □ 果樹 野菜 □ 露地 □ 施設 (
栽培方式	☑ 慣行 □ 有機	

3 添付資料

法人の場合は定款及び株主名簿又は組合員名簿の写しを1部添付してください。

※留意事項

情報提供について

登録書に記載していただいた情報は、農地の貸付業務や地域計画作成等のために市町村、農業委員会、 農地中間管理機構の業務委託先等の関係機関に情報提供する場合があります。